

特定非営利活動法人 日本食道学会  
定款・細則  
(2011年9月)

目次

1. 特定非営利活動法人日本食道学会定款
2. 特定非営利活動法人日本食道学会入会規則(定款施行細則第1号)
3. 特定非営利活動法人日本食道学会会費規則(定款施行細則第2号)
4. 特定非営利活動法人日本食道学会役員・評議員選任規則 (定款施行細則第3号)
5. 特定非営利活動法人日本食道学会名誉・特別会員規則(定款施行細則第4号)
6. 特定非営利活動法人日本食道学会委員会規則(定款施行細則第5号)
7. 特定非営利活動法人日本食道学会専門医制度規則(定款施行細則第6号)
8. 特定非営利活動法人日本食道学会食道科認定医制度規則 (定款施行細則第7号)  
    特定非営利活動法人日本食道学会食道科認定医制度規則施行細則
9. 特定非営利活動法人日本食道学会食道外科専門医制度規則 (定款施行細則第8号)  
    特定非営利活動法人日本食道学会食道外科専門医制度規則施行細則  
    特定非営利活動法人日本食道学会食道外科専門医制度施設認定規則施行細則  
    特定非営利活動法人日本食道学会暫定食道外科専門医制度規則

特定非営利活動法人日本食道学会入会規則(定款施行細則第1号)

第1条 この法人の(以下、「本学会」という)入会については、定款に定められたことの他は、この規則による。

第2条 本学会の会員になろうとする者は、入会申込書に所定の事項のすべてを記入し、当該年度の会費(入会金2,000円)を納入して、理事長へ申請しなければならない。准会員は入会費を免除する。

第3条 既納の入会金は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、正当な理由により理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書とともに納入された当該年度の会費は、これを返還する。

第4条 一度退会した者が再度入会を希望する場合は、入会申込書と共に入会金を再度納入することを要する。

第5条 本学会が設立されるまで現に日本食道学会の会員として在籍している者は、その会員歴(役員、評議員等も含む)を含め、本学会の会員としても自動的に継承される。

第6条 この規則は、理事会及び評議員会の議決によって変更することができる。

第7条 この規則は、理事会及び評議員会の議決によって廃止することができる。

附則

(1) この規則は、平成21年3月30日から施行する。

(2) この規則は、平成23年9月26日から改定する。

特定非営利活動法人日本食道学会会費規則(定款施行細則第2号)

第1条 この法人(以下、「本学会」という)の会費については、定款に定められたことの他は、この規則による。

第2条 本学会の正会員の会費は、年額10,000円とする。評議員は、20,000円とする。

第3条 賛助会員は年額1口50,000円1口以上とする。

第4条 准会員の会費は、年額6,000円とする。

第5条 会費は当該会計年度の間年額の金額を納入しなければならない。ただし、留学、その他の理由で年度内に入金できなかった場合はさかのぼって年会費を納入することができる。

第6条 会費を2年以上滞納したときは、理事会の議を経て、理事長により会員の資格を喪失する。ただし、遡って会費を納入すれば復権できる。

第7条 会費は、年額を分割して納入することができない。

第8条 この規則は、第2条の規定を除くほかは、理事会及び評議員会の議決によって変更することができる。

附則

(1) この規則は、平成21年3月30日から施行する。

(2) この規則は、平成23年9月26日から改定する。

非特定営利活動法人日本食道学会役員・評議員選任規則(定款施行細則第3号)

第1節 総則

(適用)

第1条 この法人(以下、「本学会」という)の役員は定款に定められたことの他は、この規則によって選任される。なお、定款施行細則第3号については任意団体日本食道学会及び本学会(特定非営利活動法人日本食道学会)を含む。

(選任方法)

第2条 理事長以外の役員の選任は、評議員会に出席した評議員の無記名投票によって行う。委任状による投票は、これを認めない。

(開票立会人)

第3条 役員の選挙に当たって、議長は、評議員会に出席した候補者でない評議員のうちから2名の開票立会人を指名し、選挙の管理を委嘱するものとする。

2. 開票立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を処理する。

(投票の無効)

第4条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 定められた投票用紙を用いなかったもの
- (2) 被選挙権有権者以外の氏名または他事を記載したもの。ただし、投票を連記によって行った場合は、被選挙権有権者でないものだけを無効とする。
- (3) 記載した氏名を確認できないもの
- (4) 連記投票において、同一の被選挙権有権者の氏名を重複して記載したもの。ただし、この場合は1票だけを有効として他を無効とする。
- (5) 単記投票において、複数の氏名を記載したもの、及び連記投票において定められた連記数を超える数の氏名を記載したもの。ただし、この場合はその投票のすべてを無効とする。
- (6) 議長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの

(得票数の同数)

第5条 役員選挙において得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならない場合は、開票立会人が抽選によって当選者を決定する。ただし、理事が得票同数の場合は複数当選とする。

第2節 理事長の選任

(理事長の選任)

第 6 条 理事長は、理事及び監事が新たに選出された後、速やかに新理事及び新監事による理事会を招集し、新たな理事長を選出する。

2. 理事長は原則としてすべての理事ならびに理事候補者の自薦による。評議員会で理事長候補者としての資格審査の上、理事選任後の理事会において出席した全理事の無記名投票によって行う。選任後社員総会の承認を受ける。

3. 理事会の議長は、新たに理事長が選出されるまでの間は前任の理事長が務める。

4. 理事長の選任は次の各号の規定によって行う。

(1) 理事長になろうとするものは理事ならびに理事候補者でなければならない。

(2) 理事長候補者になろうとするものは、理事会が定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によってその旨を理事長に届けなければならない。

(3) 前号に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事長候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴および所信を記載しなければならない。

(4) 理事長は理事長の選挙を行う理事会の原則として 10 日前までに到着するように理事長候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴および所信を記載した選挙広報を理事および評議員に送付する。

(5) 理事長の選挙は、理事長候補者を被選挙有権者として無記名投票によって行う。

候補者が 1 名の場合、無投票により選任することができる。

初回投票で有効票数の過半数を得た者を当選者とする。初回投票で過半数に満たない場合は、得票数上位 2 人を対象に再投票を行い、得票数の多い者とするが、同数の場合は抽選により選任する。初回投票で同数得票者を含む上位が 3 人以上の場合は、その者を対象に再投票を行い、上記の手順にて選任する。

5. 理事候補者は選任時年齢を満 64 歳までとし、理事長の任期は 2 年、通算 4 年を超えて在任することができない。1 期終了後に選挙を行う。理事長の立候補者が無かった場合、定款第 16 条第 4 項に従い任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。その際、評議員会で継続信任を得た上で理事長継続について理事会、社員総会で承認を得る。

6. 理事長の任期は、理事の任期より優先する。

7. 理事長が欠け、かつ、理事会が理事長を補充することを議決したとき、第 4 項の規定によって理事会において理事長の選任を選挙によって行う。

### 第 3 節 学術集会会長および副会長、次期副会長の選任

(学術集会会長の選任)

第 7 条 学術集会会長の選任は、副会長を次年度の会長候補として、通常評議員会の議決によって行う。

2. 学術集会会長は当分の間原則として外科 2 回、他科 1 回の割合とする。

3. 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当するときに限って、新たに学術集会会長の選任を選挙によって行う。

- (1) 学術集会会長が欠け、かつ、評議員会が学術集会会長を補充することを議決したとき
  - (2) 学術集会副会長を次年度の学術集会会長の候補者としてできず、次期副会長を次期会長の候補者としてできないとき
4. 前項に定める学術集会会長の選挙は、次の各号の規定によって行う。
- (1) 評議員は、学術集会会長の候補者(以下、「会長候補者」という)になることができる。
  - (2) 会長候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。
  - (3) 前号に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、会長候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴および所信を記載しなければならない。
  - (4) 理事長は学術集会会長の選挙を行う評議員会の原則として10日前までに到着するように、会長候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴および所信を記載した選挙公報を評議員に送付する。
  - (5) 学術集会会長の選挙は、会長候補者を被選挙有権者として、単記投票によって行い投票数の最も多かった者を当選者とする。ただし候補者が1名の場合、評議員会の議決により選挙を行うことなく会長候補者を学術集会会長として選任することができる。

(学術集会副会長の選任)

第8条 学術集会副会長の選任は、次期副会長を次年度の副会長候補(次々期会長候補)として通常評議員会の議決によって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当するときに限って、新たに学術集会副会長の選任を選挙によって行う。

(1) 学術集会副会長が欠け、かつ、評議員会が学術集会副会長を補充することを議決したとき

(2) 学術集会次期副会長を次年度の学術集会副会長の候補者としてできないとき

3. 前項に定める学術集会副会長の選挙は、前条第4項の規定を準用する。この場合には、同項第1号に「学術集会会長」とあるのは「学術集会副会長」と、同項第1号から第5号までに「会長候補者」とあるのは「副会長候補者」と、同項および同項第4号ならびに第5号の「学術集会会長の選挙」とあるのは「学術集会副会長の選挙」と、それぞれ読み替えるものとする。

第9条 学術集会副会長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長は次期副会長を職務代行者として委嘱することができる。

(学術集会次期副会長の選任)

第10条 学術集会次期副会長の選任には、第7条第4項の規定を準用する。この場合には、同項第1号に「学術集会会長」とあるのは「学術集会次期副会長」と、同項第1号から第5号までに「会長候補者」とあるのは「次期副会長候補者」と、同項および同項第4号ならびに第5号に「学術集会会長の選挙」とあるのは「学術集会次期副会長の選挙」と、それぞれ読み替えるものとする。

第 11 条 学術集会次期副会長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長は、次期副会長の選任を行うことができる。

#### 第4節 理事および監事の選任

##### (理事の選任)

第 12 条 評議員は、理事の候補者(以下「理事候補者」という)になることができる。

2. 理事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後 5 時までには到着するよう、書留郵便によってその旨を理事長に届け出なければならない。

3. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴および所信を記載しなければならない。

4. 理事になろうとする者は、Esophagus に最近2年以内に最低1編以上投稿していることを要する。

5. 理事長は、理事の選挙を行う評議員会の 10 日前までに到着するように、専門科別に理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴および所信を記載した選挙公報を評議員に送付する。

6. 理事は通常評議員会において出席者の投票により選出する。有権者は所定の投票用紙で候補者 10 名を投票する。11 名以上もしくは 9 名以下を投票した票は無効とする。

7. 得票数の多い者から順に、各専門科別に外科 2 名、内科 2 名、放射線科およびその他の臨床科 2 名、基礎系 2 名を当選者としたのち、それ以外の候補者は専門科にかかわらず、得票数の最も多かった者から順に当選者とする。ただし改選にあたっては、理事の半数とするため外科 1 名、内科 1 名、放射線科およびその他の臨床科 1 名、基礎系 1 名を当選者としたのち、それ以外の候補者は専門科にかかわらず、得票数の最も多かった者から順に当選者とする。

8. 理事に欠員を生じたときは、欠員になった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。当該専門科にて次点者が不在の場合は全科での次点者を繰り上げて補充することができる。補欠により選任された者の任期は、前任者の残りの任期とする。

##### (監事の選任)

第 13 条 監事の選任には、前条第 1、2、3、5 項の規定を準用する。この場合には、前項第 1、2、3、5 項に「理事」とあるのを「監事」と、第 1 項に「評議員」とあるのを「会員」と読み替えるものとする。

2. 選挙によって選任する監事の数に任期を残す監事数を 4 名から減じた数とする。

3. 監事の選挙は前項の定める数の候補者名の連記の投票によって行い、得票数の最も多かったものから順次前項に定めた定員以内までを当選者とする。

4. 監事に欠員を生じたときは、前回の監事の選挙における次点者がいた場合には繰り上げて補充することができる。補欠により選任された者の任期は、前任者の残りの任期とする。

第 14 条 第 12 条第 8 項及び第 13 条第 4 項の規定にかかわらず、次点者を繰り上げることが出

来ない場合は、補欠選挙を行って、理事及び監事を補欠で選任することができる。

2. 前項に定める補欠選挙には、第 12 条及び第 13 条の規定を準用する。

## 第 2 章 評議員の選任

### 第 1 節 総則

(適用)

第 15 条 評議員は、本学会の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任される。

(評議員の区分)

第 16 条 評議員はその選任の方法により、選挙によって選任される評議員(以下「選挙評議員」という)と、選挙によらないで選任される評議員(以下「非選挙評議員」という)に区分する。

### 第 2 節 選挙評議員の選任

(選挙評議員の選出)

第 17 条 選挙評議員の定数は 350 名以内とする。

(評議員の選出)

第 18 条 評議員の選出は選挙管理委員会の審査を経るものとする。選挙評議員の選挙を管理するため、本学会に選挙管理委員会を置く。

2. 選挙管理委員会の委員長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3. 選挙管理委員会の委員は、本学会評議員の中から本委員会の委員長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

4. 選挙管理委員会の委員長の任期は、理事の任期に従う。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、原則として連続して3期を超えることはできない。

(選挙権の有権者)

第 19 条 有権者は本学会の正会員であって、会費を完納した者とする。

2. 有権者の名簿は、投票 3 か月前に告示される。告示後 1 か月以内は選挙管理委員会への意義の申し立てを認める。

(被選挙権の有権者)

第 20 条 新しく評議員候補者になろうとする者は、別に定める書式により理事長が定めた期日の午後 5 時までに到着するよう書留郵便によって、理事長に届け出るものとする。

2. 評議員候補者は連続5年以上、本学会の正会員で、会費を完納した者とする。ただし、選挙が行われる前年の 12 月 31 日の時点で満 65 歳に達した者は候補者になれない。



3. 評議員候補者は最近 5 年間に食道疾患に関連した研究業績を論文発表、あるいは学会発表し、その業績点数総計が 10 点以上ある者に限る。業績点数は論文の場合、著者は 4 点、共著者は 2 点とし、学会発表の場合、演者は 2 点、共同発表者は 1 点として算出する。

(投票)

第 21 条 投票は、有権者 1 名につき 3 票とする。

(投票の方法)

第 22 条 有権者は選挙管理委員会から送付された投票用紙に、候補者 3 名の氏名を自書し、署名した所定の返信用封筒に入れ、これを選挙の期日の午後 5 時までに必ず到着するよう、直接選挙管理委員会宛に郵送するものとする。

2. 投票は無記名投票とする。

(投票の無効)

第 23 条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 4 名以上の氏名を記載したもの
- (4) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、職業、身分または敬称を記入したものは有効とする。
- (5) 記載した氏名を確認できないもの
- (6) 選挙の期日までに到着しなかったもの
- (7) 投票用紙返信用封筒に署名がないもの。あるいは、署名が投票者以外のものであると選挙管理委員会で判定されたもの

(当選の判定)

第 24 条 得票数の最も多かった者から、順次定数までの候補者を当選者とする。

2. 得票同数の場合は、選挙管理委員会委員長が抽選によって順位を定める。
3. 選挙管理委員会は、選挙の結果を社員総会で報告し速やかに公告する。

(選挙評議員の任期)

第 25 条 選挙評議員の任期は、その当選の決定した日に始まり、次の選挙において選挙評議員が決定する前日に終わる。

(欠員の補充)

第 26 条 選挙評議員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議を経て評議員選挙における

次点者がある場合には、選挙評議員として補充することができる。その任期は、前任者の残りの任期とする。

2. 前項によって選挙評議員を補充したときは、理事長は速やかにこれを公告する。

(選挙の疑義)

第 27 条 選挙評議員の選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会で処理されることを原則とする。

第 3 節 非選挙評議員の選任

(定数)

第 28 条 選挙による評議員のほか、非選挙評議員を選挙評議員定数の 1/7 以下の人数で 50 名以内を置くことができる。

(選考委員会)

第 29 条 非選挙評議員を選考するために本学会に非選挙評議員選考委員会(以下「選考委員会」という)を置く。

2. 選考委員会は次の各号の委員によって構成する。

(1) 理事長

(2) 理事 若干名

(3) 理事及び監事以外の正会員 若干名

3. 前項の理事長以外の委員は、理事長が理事会の議を経て委嘱する。

(選考)

第 30 条 選考委員会は評議員選挙の行われた後に、本学会の正会員の中から業績並びに専門性などの学会運営上の必要性を考慮して、非選挙評議員候補者を選考する。

2. 前項の規定によって選考された非選挙評議員候補者は、あらかじめその者の承諾を得て、これを公告する。

(選任)

第 31 条 非選挙評議員候補者は、選考委員会が推薦し理事会の議決を経て非選挙評議員として選任する。

2. 前項によって非選挙評議員を選任したときは、理事長は速やかにこれを公告する。

3. 非選挙評議員の任期は、前項1項に定めた理事会の日に始まり、次の非選挙評議員が選任される前日までとする。

(欠員の補充)

第 32 条 非選挙評議員に欠員を生じたときは、必要であれば理事長は理事会の議を経て非選挙評議員として補充することができる。

2. 前項によって非選挙評議員を選任したときは、理事長は速やかにこれを公告する。

第 3 章 評議員及び理事選出のための専門科別区分

第 33 条 本学会の専門科を次の 4 つとする。

- (1) 外科
- (2) 内科
- (3) 放射線科およびその他の臨床科
- (4) 基礎系

第 4 章 補則

(幹事)

第 34 条 幹事若干名をおくことができる。幹事は、理事長により指名され、理事会の承認を得るものとする。

(変更)

第 35 条 この規則は、理事会及び評議員会の議決によって変更することができる。

附則

(1) この規則は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

(2) この規則は、平成 23 年 9 月 26 日改定する。

特定非営利活動法人日本食道学会 名誉・特別会員規則（定款施行細則第4号）

第1条 名誉会員は、次の各号の一つに該当する者で、満65歳を超えたとき、理事長が理事会、評議員会ならびに社員総会の議を経て推薦する。

- (1) 日本食道疾患研究会の当番世話人の経験者
- (2) 任意団体日本食道学会会長、本学会学術集会会長及び理事長の経験者
- (3) 任意団体日本食道学会及び本学会の理事・監事を5年以上務めた者

第2条 特別会員は、次の各号の一つに該当する者で、満65歳を超えたとき、理事長が理事会、評議員会ならびに社員総会の議を経て推薦する。

- (1) 日本食道疾患研究会の世話人・幹事を5年以上務めた者
- (2) 任意団体日本食道学会及び本学会評議員を原則として10年以上務めた者
- (3) その他任意団体日本食道学会及び本学会に特別な功勞のあった者

附則

- (1) この規則は、平成21年3月30日から施行する。
- (2) この規則は、平成23年9月26日から改定する。

特定非営利活動法人日本食道学会 委員会規則（定款施行細則第 5 号）

第 1 条 この規則は、この法人（以下、「本学会」という）が設置する各種委員会について適用する。

第 2 条 理事長は、本学会の事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

第 3 条 委員会の設置及び廃止は、理事会の議決によって行う。

第 4 条 委員会の委員長及び委員は関連規則ならびに施行細則に別に定められた場合を除き、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第 5 条 委員長及び委員の任期は、関連規則及び細則に別に定められた場合を除き、原則として 2 年とし再任を妨げないが、連続して 3 期を超えることはできない。

第 6 条 委員長は委員会開催後4週間以内に議事録を作成して、理事長に提出する。

2. 事務局は、前項議事録を10年間保存しなければならない。
3. 会員は、理事長の承認を得て、前項議事録を閲覧することができる。

第 7 条 委員会は、この規則に定められたことのほかは、関連規則及び細則に従って運営する。

第 8 条 この規則は、理事会及び評議員会の議決によって変更することができる。

#### 附則

- (1) この規則は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。
- (2) この規則は、平成 23 年 9 月 26 日から改定する。

特定非営利活動法人日本食道学会 専門医制度規則（定款施行細則第6号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この制度は、食道疾患の診療の健全な発展普及を促し、専門的知識と技術を修得した医師を育成し、もって国民医療の向上に貢献することを目的とする。

第2章 専門医制度委員会

（設置）

第2条 この法人（以下「本学会」という）は、前条の目的を達成するために専門医制度委員会（以下「本委員会」という）を置く。

2. 本委員会の構成ならびに運営については、この規則に定めるものの他、別に定められた食道科認定医制度規則、食道外科専門医制度規則、暫定食道外科専門医制度規則による。

（業務）

第3条 専門医制度委員会は、この規則によって以下の業務を行う。

- (1) 専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 食道科認定医認定委員会（以下「認定医認定委員会」という）および食道外科専門医認定委員会（以下「外科専門医認定委員会」という）、暫定食道外科専門医認定委員会（以下「暫定外科専門医認定委員会」という）を設置する。
- (3) 食道科認定医（以下「認定医」という）の認定のための審査を行う。
- (4) 食道外科専門医（以下「外科専門医」という）の認定のための審査を行う。専門医認定業務を行う目的で、施設認定委員会、食道外科専門医カリキュラム設定委員会（以下「外科専門医カリキュラム設定委員会」という）、試験問題作成委員会を設置する。
- (5) 暫定規則による食道外科専門医（以下「暫定食道外科専門医」という）の認定のための審査を行う。

（委員の選出）

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 本委員会の委員は、理事長、認定医認定委員会委員長、外科専門医認定委員会委員長、暫定外科専門医認定委員会委員長、施設認定委員会委員長、外科専門医カリキュラム設定委員会委員長のほか、本学会評議員若干名で構成する。
3. 本委員会の委員は、本学会評議員の中から本委員会の委員長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
4. 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は本委員会の委員のうち、1名を理事長が

委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員長の任期は、理事の任期に従う。

2. 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、原則として連続して 3 期を超えることはできない。

(欠員の補充)

第 6 条 委員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

(議事の運営)

第 7 条 本委員会は次の各号の要項に従って運営される。

- (1) 委員会の成立は委員現在数の 2/3 以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。
- (3) 議事録は委員長が作成し、委員長および議事録署名人(出席委員 2 名)が署名し、事務局に保管する。

### 第 3 章 食道科認定医認定委員会

(業務)

第 8 条 認定医認定委員会は、認定医の認定審査を行う。

2. 本委員会の構成ならびに運営については、食道科認定医制度規則による。

### 第 4 章 食道外科専門医認定委員会

(業務)

第 9 条 外科専門医認定委員会は、外科専門医の認定審査を行う。

2. 本委員会の構成ならびに運営については、食道外科専門医制度規則による。

### 第 5 章 暫定食道外科専門医認定委員会

(業務)

第 10 条 暫定外科専門医認定委員会は、暫定規則による食道外科専門医の認定審査を行う。なお、この認定審査は、平成 22 年度までとする。

2. 本委員会の構成ならびに運営については、暫定食道外科専門医制度規則による。

### 第 6 章 規則の施行、変更

第 11 条 この規則は、本委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を受けて変更又は

廃止することができる。本規則の改廃は社員総会で報告しなければならない。

附則

- (1) この規則は平成 21 年 12 月 5 日から施行する。
- (2) この規則は平成 22 年 3 月 6 日から改定する。
- (3) この規則は平成 23 年 9 月 26 日から改定する。



特定非営利活動法人日本食道学会 食道科認定医制度規則 (定款施行細則第7号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は食道疾患の診療にあたる医師の専門的な知識と技能を高めることにより、国民医療の向上に貢献することを目的とする。

(制度の概略)

第2条 前条の目的を達成するためにこの法人(以下「本学会」という)に食道科認定医制度をおく。なお、本規則の「日本食道学会」は、特定非営利活動法人日本食道学会および任意団体日本食道学会を含むものとする。

2. 食道科認定医(以下「認定医」という)は食道の解剖生理の研究ならびに食道疾患の診療に必要な知識を備え、その研究および診療を担当する能力を有する医師であることを本学会が公認するものである。

3. 本学会は「認定医の申請資格」および「認定医の認定方法」の規定により、認定医に対し認定証を授与する。

第2章 食道科認定医認定委員会

(委員会の設置)

第3条 本学会は第1条の目的を達成するために食道科認定医認定委員会(以下「本委員会」という)をおく。

2. 本委員会の構成ならびに運営は、この規則に定めるものの他、別に定める食道科認定医制度規則施行細則による。

(業務)

第4条 本委員会はこの規則によって次の各号の業務を行う。

- (1) 認定医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 認定医の認定のための審査を行う。

(委員の選出)

第5条 本委員会の委員長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 本委員会の委員は、本学会評議員の中から本委員会の委員長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3. 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は本委員会の委員のうち、1名を理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員長の任期は、理事の任期に従う。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、原則として連続して3期を超えることはできない。

(欠員の補充)

第7条 委員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 認定医の申請

(申請資格)

第8条 認定医の認定を申請する者(以下「認定医申請者」という)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 本学会の会員であり、かつ申請時に継続して3年以上本学会会員で会費を完納していること。
- (3) 日本専門医制評価・認定機構の定める基本領域の学会が認定する認定医または専門医であること。
- (4) 認定の手続き(第9条「申請方法」)を満たしていること。

(申請方法)

第9条 認定医申請者は次の各号に定める申請書類に申請料を添えて所定の期日までに本委員会に提出する。

- (1) 食道科認定医認定申請書
- (2) 医師免許証(写)
- (3) 日本専門医制評価・認定機構の定める基本領域の学会の認定医または専門医認定証(写)  
日本専門医制評価・認定機構の定める基本領域の学会とは、日本内科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、日本精神神経学会、日本外科学会、日本整形外科学会、日本産科婦人科学会、日本眼科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本泌尿器科学会、日本脳神経外科学会、日本医学放射線学会、日本麻酔科学会、日本病理学会、日本臨床検査医学会、日本救急医学会、日本形成外科学会、日本リハビリテーション医学会を指す。
- (4) 履歴書
- (5) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
- (6) 業績目録 およびその業績を証明するもの(研究業績、研修実績)
- (7) 本学会評議員1名の推薦書

(審査)

第10条 認定医申請者については、本委員会が毎年1回申請書類により申請者の認定医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い理事長に答申する。

2. 認定審査の期日および必要な事項は、毎年ホームページに公示する。

#### 第4章 認定医資格の更新

(更新制度)

第11条 本委員会は、認定医の認定を受けてから5年を経たとき、本委員会の定める資格(第12条)を満たした者について、認定更新の審査を行い、認定医資格を更新する。

2. 認定医更新時所定の年齢を超える者(65歳以上)については終身認定医とする。

(更新資格)

第12条 認定医認定証の有効期限(5年)を迎え、更新を申請する者は(以下「認定医更新申請者」という)、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 本学会認定医であること。
- (2) 認定医取得後、継続して本学会会員で会費を完納していること。
- (3) 更新の手続き(第13条「更新方法」)を満たしていること。

(更新方法)

第13条 認定医更新申請者は、次の各号に定める申請書類に更新料を添えて所定の期日までに、本委員会に提出する。

- (1) 食道科認定医更新申請書
- (2) 食道科認定医認定証(写)
- (3) 履歴書
- (4) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
- (5) 業績目録およびその業績を証明するもの(研究業績、研修実績)

(更新の審査)

第14条 認定医更新申請者については、本委員会が毎年1回申請書類により申請者の認定医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い理事長に答申する。

#### 第5章 認定証の交付

(認定証の交付)

第15条 理事長は専門医制度委員会の報告に基づき理事会の議を経て、認定医認定証を交付する。

2. 認定医認定証の有効期限は、交付の日から5年とする。

3. 認定医は、認定更新の審査を経なければ、引き続いて認定医を呼称することはできない。

## 第6章 認定医の資格喪失

### (資格喪失)

第16条 次に掲げる各号に該当する者は、本委員会、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、認定医の資格を喪失する。

- (1) 本人が辞退した時
- (2) 定款第9条, 第10条, 第11条の規定に従って会員の資格を喪失した時
- (3) 申請書類に虚偽が認められた時
- (4) 所定の期日までに認定更新を申請しなかった時
- (5) 認定医として不相当と学会が判断した時

### (復活・再申請)

第17条 別に定める復活・再申請に関する申請書類を本委員会に提出し、専門医制度委員会および理事会の議を経て認められた者に対して、復活を認めることができる。

2. 前条第3号によって取り消された者は、原則として5年間再申請することを認めない。

## 第7章 規則の施行、変更

第18条 この規則は、本委員会、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を受けて、変更または廃止することができる。

### 附則

- (1) この規則は平成19年6月21日から施行する。
- (2) この規則は平成21年6月24日から改定する。
- (3) この規則は平成21年12月4日から改定する。
- (4) この規則は平成23年9月26日から改定する。

特定非営利活動法人日本食道学会 食道科認定医制度規則 施行細則

第1章 総則

第1条 この法人(以下、「本学会」という)における食道科認定医制度規則の資格認定の施行にあたり、規則に定められた以外の事項についてはこの施行細則の規定に従うものとする。

第2条 この施行細則は、食道科認定医(以下「認定医」という)の認定あるいは更新を行う場合において適用する。

第2章 委員会

第3条 食道科認定医認定委員会(以下「本委員会」という)は規則第3条第2項を遂行するために、次の各号の業務を管掌する。

- (1) 申請資格の審査
- (2) 認定審査, 更新審査
- (3) 申請資格および認定審査に必要な調査
- (4) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項

第4条 本委員会の定数は、12名とする。

外科6名を北海道・東北(北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の各県)、関東(東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川の各都県)、中部(富山・石川・福井・新潟・長野・山梨・岐阜・静岡・愛知・三重の各県)、近畿(京都・大阪・滋賀・兵庫・奈良・和歌山の各府県)、中国・四国(鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の各県)、九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県)各地区に地域的配分し、その他6名を内科2名、放射線科2名、その他臨床科、基礎医学の専門分野に1名ずつ配分する。

第5条 本委員会は次の各号の要項に従って運営される。

- (1) 委員会の成立は委員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。
- (3) 議事録は委員長が作成し、委員長および議事録署名人(出席委員2名)の署名の後事務局に保管する。

第3章 認定医の認定

第1節 審査と認定

第6条 本委員会は毎年、次の年度の認定医の認定業務に関する要綱を決定し、ホームページなどによって会員に公告する。

2. 認定医の認定業務は、申請の行われた年の12月31日までに完了しなければならない。

第7条 認定医の申請ならびに更新に関する審査は、書類によって行う。

2. 本委員会は、申請書類の正本を本学会事務局に受理した日から5年間保管する。

第8条 本委員会は、書類審査により申請者の認定医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い理事長に答申する。

2. 理事会は、専門医制度委員会の報告に基づいて申請者を認定する。

3. 理事長は、理事会の決定に基づいて認定証を発行する。

4. 理事長は、認定されなかった申請者に対し、その理由書を発行する。

## 第2節 認定医の申請

第9条 認定医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の7月31日までに必ず到着するように、認定医申請書類を提出しなければならない。

2. 更新のため認定医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の8月31日までに必ず到着するように、認定医更新申請書類を提出しなければならない。

第10条 認定医の認定を申請する者は、手数料として20,000円を納付しなければならない。

2. 認定医の更新を申請する者は、手数料として10,000円を納付しなければならない。

3. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第11条 認定医申請者あるいは認定医更新申請者は、次の各号に定められた診療経験を有していなければならない。

(1) 認定医の認定あるいは認定医の更新を申請する前の5年間に25例以上の食道疾患症例の診療経験をもって申請資格とし、審査の対象とする。

(2) 診療経験とは治療および検査をいい、定められた書式に従って診療内容を診療内容一覧表に記載する。

第12条 認定医申請者は、次の各号に定められた業績(研究業績と研修実績)を有していなければならない。

(1) 申請に必要な研究業績とは、認定医申請前の5年間に研究業績点数表(下記)に基づく算定により10点以上の研究業績を有していることを証明できる者でなければならない。

ただし、この研究業績は、基礎と臨床にかかわらず食道に関するものでなければならない。この業

績は本委員会の審査によって適当であると認められた医学雑誌、または学術集會に発表されたものでなければならない。

(2) 申請に必要な研修実績とは、認定医申請前の5年間に、本委員会が定めた諸学会の学術集會またはこれらが主催する教育セミナーへの出席を、研修実績点数表(下記)に基づく算定により15点以上の研修実績を有していることを参加証または修了証もしくはこれに準ずる証書によって証明できるものでなければならない。

ただし、この研修実績には日本食道学会学術集會への参加1回以上、日本食道学会の主催するセミナー受講1回以上を含まなければならない。

(3) 認定医更新申請者は、申請時において認定医の更新を申請する前の5年間に、研究業績と研修実績の合計が25点以上であることが証明できる者でなければならない。

(4) 認定の更新に関する復活制度を下記のごとく定める。

認定医の更新時に業績、すなわち研究業績と研修実績の合計が25点未満で更新できなかった者は、認定医の資格喪失後であっても直近5年間の業績が25点に達した時点で、再申請により認定医の資格を再び得ることができる。

#### 研究業績点数表(論文、学会発表)

	機関誌 Esophagus	欧文 論文	和文 論文	日本食道学会 国際食道疾患会議	国内学会 国際学会	日本食道学会 座長
筆頭発表者	15	10	5	5	3	3
共同発表者	5	2	1	1	1	—

#### 研修実績点数表(学会出席、セミナー受講)

日本食道学会 教育セミナー*	国際食道疾患会議	国内および国際学会 教育セミナー**
5	5	3

\*: 日本食道学会主催のセミナー、日本消化器外科学会ならびに日本胸部外科学会における食道関連教育セミナー

\*\* : 食道に関する内容を含む教育セミナー

第13条 日本食道学会食道科認定医制度規則による認定医審査のための業績基準は別に定める。

2. 業績基準は本委員会ならびに専門医制度委員会の審査を経て、理事会で決定する。

#### 第4章 認定料

第14条 はじめて認定医認定証の交付を受ける者は認定料として、20,000円を納付しなければならない。

2. 認定医認定証の更新を受ける者は更新認定料として、10,000円を納付しなければならない。
3. 既納の認定料はいかなる理由があっても返却しない。

#### 第5章 細則の変更

第15条 この施行細則は、本委員会の勧告により専門医制度委員会および理事会の議を経て変更または廃止することができる。

#### 附則

- (1) この規則は平成19年6月21日から施行する。
- (2) この規則は平成23年9月26日から改定する。



特定非営利活動法人日本食道学会 食道外科専門医制度規則(定款施行細則第8号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は食道疾患の外科診療にあたる医師の専門的な知識と技能を高めることにより、国民医療の向上に貢献することを目的とする。

(制度の概略)

第2条 前条の目的を達成するためにこの法人(以下「本学会」という)に食道外科専門医制度をおく。

2. 食道外科専門医(以下「外科専門医」という)は食道疾患の外科診療において高度かつ専門的な知識と診療技能を有し、指導的立場になり得る者とする。
3. 本学会は「外科専門医の申請資格」および「外科専門医の認定方法」の規定により、食道外科専門医に対し認定証を授与する。
4. 外科専門医の修練を行うことのできる施設を「申請資格」および「認定方法」の規定により認定施設として認定し、認定証を授与する。
5. 食道外科専門医制度の施行にあたり、細目は別に定められた「食道外科専門医制度規則施行細則」および「施設認定施行細則」による。

第2章 食道外科専門医認定委員会

(委員会の設置)

第3条 本学会は第1条の目的を達成するために食道外科専門医認定委員会(以下「本委員会」という)をおく。

2. 本委員会の構成ならびに運営は、この規則に定めるものの他、別に定める食道外科専門医制度規則施行細則による。

(業務)

第4条 本委員会はこの規則によって次の各号の業務を行う。

- (1) 食道外科専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 外科専門医の認定のための審査を行う。

(委員の選出)

第5条 本委員会の委員長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 本委員会の委員は、理事長、専門医制度委員会委員長、食道科認定医認定委員会委員長、暫定食道外科専門医認定委員会委員長、施設認定委員会委員長、食道外科専門医カリキュラム

設定委員会委員長のほか、本学会評議員約 12 名で構成する。

3. 本委員会の委員は、本学会評議員の中から本委員会の委員長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
4. 本委員会に副委員長を置くことができる。

(任期)

第 6 条 委員長の任期は、理事の任期に従う。

2. 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、原則として連続 3 期を超えることはできない。

(欠員の補充)

第 7 条 委員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

### 第 3 章 外科専門医の申請

(申請資格)

第 8 条 外科専門医の認定を申請する者(以下「外科専門医申請者」という)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 本学会の食道科認定医であり、かつ、申請時に継続して 5 年以上本学会会員で会費を完納していること。
- (3) 日本消化器外科学会が認定する消化器外科専門医または日本消化器外科学会指導医ならびに日本胸部外科学会会員であること。あるいは、日本胸部外科学会、日本呼吸器外科学会合同委員会が認定する呼吸器外科専門医または日本呼吸器外科学会が認定する日本呼吸器外科学会指導医(旧専門医)ならびに日本消化器外科学会会員であること。
- (4) 臨床研修修了後、認定施設において所定の修練カリキュラムに従い通算 3 年以上の修練を行っていること。
- (5) 前号の規定に拘わらず、平成 22 年迄に食道科認定医資格を取得した申請者は、認定施設での通算 3 年の勤務実績を提出することにより通算 3 年の修練カリキュラムでの修練を免除される。なお、本号の適用は平成 25 年の審査までとする。
- (6) 別に定める診療経験を有すること。
- (7) 別に定める研究業績と研修実績を有すること。
- (8) 認定の手続き(第 9 条の「申請方法」)を満たしていること。

(申請方法)

第 9 条 外科専門医申請者は次の各号に定める申請書類に申請料を添えて所定の期日までに本委員会に提出する。

- (1) 食道外科専門医認定申請書
- (2) 医師免許証（写）
- (3) 食道科認定医認定証（写）
- (4) 消化器外科専門医認定証(写)または日本消化器外科学会指導医認定証(写)、あるいは呼吸器外科専門医認定証(写)または日本呼吸器外科学会指導医(旧専門医)認定証(写)
- (5) 履歴書
- (6) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
- (7) 業績目録(研究業績と研修実績)およびその業績を証明するもの
- (8) 修練カリキュラム修了 認定書(写)
- (9) 本学会評議員 1 名の推薦書

(審査)

第10条 外科専門医申請者については、本委員会が毎年1回申請書類および別に定める試験により申請者の外科専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

2. 認定審査の期日および必要な事項は、毎年ホームページに公示する。

#### 第4章 外科専門医資格の更新

(更新制度)

第11条 本委員会は、外科専門医の認定を受けて5年を経過し本委員会の定める資格(第12条)を満たした者について認定更新の審査を行い、外科専門医資格を更新する。

(更新資格)

第12条 外科専門医認定証の有効期限(5年)を迎え、更新を申請する者は(以下「外科専門医更新申請者」という)、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 本学会外科専門医であること。
- (2) 外科専門医取得後、継続して本学会会員で会費を完納していること。
- (3) 継続して消化器外科専門医または日本消化器外科学会指導医ならびに日本胸部外科学会会員であること。あるいは、継続して呼吸器外科専門医または日本呼吸器外科学会指導医(旧専門医)ならびに日本消化器外科学会会員であること。
- (4) 更新の手続き(第13条(更新方法))を満たしていること。

(更新方法)

第13条 外科専門医更新申請者は、次の各号に定める申請書類に更新料を添えて所定の期日までに本委員会に提出する。

- (1) 食道外科専門医更新申請書

- (2) 食道外科専門医認定証(写)
- (3) 消化器外科専門医認定証(写)または日本消化器外科学会指導医認定証(写)、あるいは呼吸器外科専門医認定証(写)または日本呼吸器外科学会指導医(旧専門医)認定証(写)
- (4) 履歴書
- (5) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
- (6) 業績目録(研究業績と研修実績)およびその業績を証明するもの

(更新の審査)

第14条 外科専門医更新申請者は、本委員会が毎年1回申請書類により申請者の外科専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

第5章 認定証の交付

(認定証の交付)

第15条 理事長は専門医制度委員会の報告に基づき理事会の議を経て、外科専門医認定証を交付する。

- 2. 外科専門医認定証の有効期限は、交付の日から5年とする。
- 3. 外科専門医は、認定更新の審査を経なければ、引き続いて外科専門医を呼称することはできない。

第6章 外科専門医の資格喪失

(資格喪失)

第16条 次に掲げる各号に該当する者は、本委員会、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、外科専門医の資格を喪失する。

- (1) 本人が辞退した時
- (2) 定款第9条、第10条、第11条の規定に従って本学会会員の資格を喪失した時
- (3) 申請書類に虚偽が認められた時
- (4) 所定の期日までに認定更新を申請しなかった時
- (5) 外科専門医として不相当と学会が判断した時

(復活・再申請)

第17条 別に定める復活・再申請に関する申請書類を本委員会に提出し、専門医制度委員会および理事会の議を経て認められた者に対して復活することができる。

- 2. 前条第3号(申請書類の虚偽)によって取り消された者は、原則として5年間再申請することを認めない。

## 第7章 施設認定委員会

### (委員会の設置)

第18条 本学会は第1条の目的を達成するため施設認定委員会をおく。

2. 施設認定委員会の構成ならびに運営は、この規則に定めるものの他、別に定める施設認定施行細則による。

### (業務)

第19条 施設認定委員会はこの規則によって次の各号の業務を行う。

- (1) 食道外科専門医制度における施設認定に関する諸問題を検討する。
- (2) 本学会の定めるカリキュラムに従った修練を行うための施設(以下「認定施設」という)の認定のための審査を行う。

### (委員の選出)

第20条 施設認定委員会の委員長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 施設認定委員会の委員は、理事長、専門医制度委員会委員長、本委員会委員長、暫定食道外科専門医認定委員会委員長、食道外科専門医カリキュラム設定委員会委員長のほか、委員長が評議員の中から約12名を選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
3. 施設認定委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は専門医制度委員会の委員長が兼任する。

### (委員の任期)

第21条 委員長の任期は、理事の任期に従う。

2. 委員の任期は2年とし、再任は妨げないが、連続して3期を超えることはできない。

### (欠員の補充)

第22条 委員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

## 第8章 施設認定

### (申請資格)

第23条 施設認定を申請する施設は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 大学病院、一般病院または食道疾患を主な対象とする専門施設であること。
- (2) 修練カリキュラムを満たすに必要な食道疾患症例の診断・治療が所定の件数以上行われていること。
- (3) 十分な指導体制がとられていること。

- (4) 当該認定施設において食道疾患の全般について修練が可能であること。
- (5) 諸施設の完備、教育行事の開催、研究発表および本学会研修行事への参加がされていること。
- (6) 外科専門医申請者の診療経験に関する実地調査が可能であること。

(申請方法)

第24条 認定施設として認定を申請する診療施設の長は、次の各号に定める申請書類を所定の期日までに施設認定委員会に提出する。

- (1) 認定施設認定申請書
- (2) 施設内容説明書
- (3) 外科専門医(暫定食道外科専門医)ならびに外科系食道科認定医の勤務証明書および履歴書
- (4) カリキュラム計画書
- (5) 症例実績報告書
- (6) 業績報告書

2. 更新のため認定施設としての認定を申請する診療施設の長は、前項の各号に定める申請書類を施設認定委員会に提出する。

3. 申請内容に変更が生じた場合、診療施設の長は速やかに所定の変更届を施設認定委員会に提出する。

(審査)

第25条 施設認定委員会は毎年1回、申請書類によって認定施設としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

2. 認定施設は、認定された年から5年間遡って認定施設として認められる。
3. 施設認定委員会は、申請された施設の実地調査を行うことができる。
4. 認定審査の期日および必要な事項は、毎年ホームページに公示する。

(認定施設認定証の交付)

第26条 理事長は専門医制度委員会が認定施設として認めた施設に対して、理事会の議を経て本会の施設認定証を交付する。認定施設認定証の有効期限は5年とする。

## 第9章 認定施設の資格喪失

(資格喪失)

第27条 次の各号のいずれかに該当する認定施設は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、認定施設の資格を喪失する。

- (1) 認定施設の資格を辞退したとき。

- (2) 認定施設の更新を受けないとき。
- (3) そのほか施設認定委員会が不相当と認めたとき。

## 第 10 章 規則の施行、変更

第 28 条 この規則は、本委員会、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を受けて変更、または廃止することができる。

### 附則

- (1) この規則は、平成 21 年 12 月 5 日から施行する。
- (2) この規則は、平成 23 年 5 月 26 日から改定する。
- (3) この規則は、平成 23 年 9 月 26 日から改定する。

特定非営利活動法人日本食道学会 食道外科専門医制度規則 施行細則

第1章 総則

第1条 この法人(以下「本学会」という)の食道外科専門医制度規則の資格認定の施行にあたり、規則に定められた以外の事項についてはこの施行細則の規定に従うものとする。

第2条 この施行細則は食道外科専門医(以下「外科専門医」という)の認定あるいは更新を行う場合において適用する。

第2章 委員会

第3条 食道外科専門医認定委員会(以下「本委員会」という)は規則第3条第2項を遂行するために次の各号の業務を管掌する。

- (1) 申請資格の審査
- (2) 認定審査
- (3) 申請資格および認定審査に必要な調査
- (4) その他本制度の資格認定業務に必要な事項

第4条 本委員会の定数は、委員長、理事長、専門医制度委員会委員長、食道科認定医認定委員会委員長、暫定食道外科専門医認定委員会委員長、食道外科専門医カリキュラム設定委員会委員長、施設認定委員会委員長のほか、約12名とする。

外科6名を北海道・東北(北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の各県)、関東(東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川の各都県)、中部(富山・石川・福井・新潟・長野・山梨・岐阜・静岡・愛知・三重の各県)、近畿(京都・大阪・滋賀・兵庫・奈良・和歌山の各府県)、中国・四国(鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の各県)、九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県)各地区に地域的配分し、その他6名を内科2名、放射線科2名、その他臨床科、基礎医学の専門分野に1名ずつ配分する。

第5条 本委員会は次の各号の要項に従って運営される。

- (1) 委員会の成立は委員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。
- (3) 議事録は委員長が作成し、委員長および議事録署名人(出席委員2名)が署名し、事務局に保管する。



### 第3章 食道外科専門医の認定

#### 第1節 審査と認定

第6条 本委員会は毎年、次の年度の外科専門医の認定業務に関する要綱を決定し、ホームページなどによって会員に公告する。

2. 外科専門医の認定業務は、申請の行われた年の12月31日までに完了しなければならない。

第7条 外科専門医の申請に関する審査は、書類審査、筆記試験および口頭試問によって行う。

2. 本委員会は、申請書類の正本、筆記試験結果、口頭試問結果を本学会事務局に受理した日から5年間保管する。

第8条 本委員会は、外科専門医の審査のための試験問題作成委員会を設置する。

(1) 試験問題作成委員会の委員長は、本委員会委員長が兼任し、試験問題作成のための委員を評議員の中から10名以上15名以下を選出し、理事会の承認を得る。

(2) 試験問題作成委員会は、外科専門医の認定審査に必要な筆記試験問題を作成する。

(3) その年の出題問題は、試験問題作成委員によって作成された問題の中から本委員会が選定する。

(4) 試験問題作成委員会委員の任期は、本委員会の委員に準ずる。

(5) 試験問題作成委員会委員に欠員を生じたときは、試験問題作成委員会委員長(本委員会委員長が兼任)は本委員会の議を経て補充することができる。

(6) 補充によって選任された試験問題作成委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 本委員会は、食道外科専門医カリキュラム設定委員会(以下「外科専門医カリキュラム設定委員会」)を設置する。

(1) 外科専門医カリキュラム設定委員会委員長は評議員の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

(2) 外科専門医カリキュラム設定委員会委員長は評議員の中から委員若干名を選任する。

(3) 外科専門医カリキュラム設定委員会は外科専門医の認定審査に必要な修練カリキュラムを作成する。

(4) 外科専門医カリキュラム設定委員会委員の任期は、本委員会の委員に準ずる。

(5) 外科専門医カリキュラム設定委員会委員に欠員を生じたときは、外科専門医カリキュラム設定委員会委員長は本委員会の議を経て補充することができる。

(6) 補充によって選任された外科専門医カリキュラム設定委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本委員会委員長は、本委員会の議を経て毎年外科専門医のための筆記試験および口頭試問を行う場所を設定するとともに、本委員会の委員の中から外科専門医試験担当委員を若干名

選出する。

2. 外科専門医試験担当委員は申請者について書類検査および試験によって審査を行う。
3. 本委員会委員長は、試験期間の間本部を設置し、外科専門医試験審査業務を統括する。ただし、本委員会委員長は自ら審査を行うことはできない。
4. 外科専門医試験担当委員は、試験場の設営、筆記試験問題の管理、筆記試験の監督、口頭試問の試験管ならびに本部との連絡を行う。

第 10 条 本委員会は、書類審査、筆記試験および口頭試問を経た申請者の外科専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

2. 理事会は、専門医制度委員会の報告に基づいて認定者を認定する。
3. 理事長は、理事会の決定に基づいた認定証を発行する。
4. 理事長は、認定されなかった申請者に対し、その理由書を発行する。

## 第 2 節 食道外科専門医の申請

第 11 条 外科専門医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の 7 月 31 日までに到着するように外科専門医申請書類を提出しなければならない。

2. 更新のため外科専門医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の 8 月 31 日までに必ず到着するように外科専門医更新申請書類を提出しなければならない。

第 12 条 外科専門医の認定を申請する者は手数料として 20,000 円を納付しなければならない。

2. 外科専門医の更新を申請する者は手数料として、10,000 円を納付しなければならない。
3. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 13 条 外科専門医申請者あるいは外科専門医更新申請者は、次の各号に定められた診療経験を有していなければならない。

- (1) 外科専門医の認定あるいは外科専門医の更新を申請する前の 5 年間に 50 点以上の食道疾患症例の手術経験をもって申請資格とし、審査の対象とする。（「本学会食道外科専門医審査のための手術経験一覧」を参照）

このうち食道癌に対する胸部食道切除術が 15 点以上でなければならない。

- (2) 手術経験とは術者および食道外科手術指導医（第一助手）をいい、定められた書式に従って診療経験一覧表に記入するとともに手術内容および入院経過を所定の用紙に記載する。

第 14 条 外科専門医申請者は、次の各号に定められた業績（研究業績と研修実績）を有していなければならない。

- (1) 申請に必要な研究業績とは、外科専門医申請前の 5 年間に研究業績点数表（「食道外科専

門医審査のための研究業績点数表」参照)に基づく算定により10点以上あることを証明できなければならない。この業績は、食道外科に関するもので、本委員会ならびに専門医制度委員会の審査によって適当であると認められた医学雑誌または学術集會に発表したものでなければならない(「食道外科専門医審査のための業績基準」参照)。ただし、この業績は筆頭または共同発表者として日本食道学会における学会発表もしくは機関誌 Esophagus における論文発表を1編以上含まなければならない。

(2) 申請に必要な研修実績とは、外科専門医申請前の5年間に、本委員会ならびに専門医制度委員会が定めた諸学会の学術集會またはこれらが主催する教育セミナーへの出席を、研修実績点数表(「食道外科専門医申請のための研修実績点数表」参照)に基づく算定により30点以上あることを、参加証または修了証もしくはこれに準ずる証書によって証明できなければならない。

この研修実績には日本食道学会学術集會への参加2回以上、日本食道学会の主催するセミナー受講2回以上を含まなければならない。

第15条 外科専門医更新申請者は、次の各号に定められた業績(研究業績と研修実績)を有していなければならない。

(1) 申請時において、外科専門医の更新を申請する前の5年間に、研究業績と研修実績の合計が40点以上であることを証明できる者でなければならない。

(2) 申請に必要な研究業績とは、研究業績点数表(「食道外科専門医審査のための研究業績点数表」参照)に基づいて算定される。

この研究業績は、食道外科に関するもので、本委員会ならびに専門医制度委員会の審査によって適当であると認められた医学雑誌または学術集會に発表されたものでなければならない(「食道外科専門医審査のための業績基準」参照)。ただし、この業績は筆頭または共同発表者として日本食道学会における学会発表、もしくは機関誌 Esophagus における論文発表を1編以上含まなければならない。

(3) 申請に必要な研修実績は、本委員会ならびに専門医制度委員会が定めた諸学会の学術集會またはこれらが主催する教育セミナーへの出席を指し、研修実績点数表(「食道外科専門医申請のための研修実績点数表」参照)に基づいて算定される。

この研修実績は、参加証または修了証もしくはこれに準ずる証書によって証明できなければならない。この研修実績には日本食道学会学術集會への参加2回以上、日本食道学会の主催するセミナー受講2回以上を含まなければならない。

第16条 外科専門医の更新に関する復活制度を下記のごとく定める。

外科専門医の更新時に業績、すなわち研究業績と研修実績の合計が40点未満で更新できなかった者は、外科専門医の資格喪失後であっても直近5年間の業績が40点に達した時点で、再申請により外科専門医の資格を再び得ることができる。

第 17 条 本学会における食道外科専門医制度規則による外科専門医審査のための業績基準は別に定める。

2. 業績基準は、本委員会ならびに専門医制度委員会の審査を経て、理事会で決定する。

第 18 条 「修練カリキュラム終了認定書」に関する平成 25 年までの暫定規則として、食道外科専門医制度規則第 8 条第 5 号の規定に従い、同第 9 条第 8 号の規定は「消化器外科専門医または日本消化器外科学会指導医を有する申請者については日本消化器外科学会認定施設、呼吸器外科専門医または日本呼吸器外科学会指導医(旧専門医)を有する申請者については日本胸部外科学会認定施設または日本呼吸器外科学会認定施設での 3 年間の勤務実績」と読み替える。

#### 第 14 章 認定料

第 19 条 はじめて外科専門医認定証の交付を受ける者は、認定料として 40,000 円を納付しなければならない。

2. 外科専門医認定証の更新を受ける者は、更新認定料として 20,000 円を納付しなければならない。

3. 既納の認定料はいかなる理由があっても返却しない。

#### 第 15 章 細則の変更

第 20 条 この施行細則は、本委員会の勧告により専門医制度委員会および理事会の議を経て変更または廃止することができる。

#### 附則

(1) この細則は平成 21 年 12 月 5 日から施行する。

(2) この細則は平成 22 年 3 月 6 日から改定する。

(3) この規則は平成 23 年 5 月 26 日から改定する。

(4) この細則は平成 23 年 9 月 26 日から改定する。

## 1. 本学会食道外科専門医審査のための手術経験一覧

	食道疾患の手術	術者の点数	手術指導医の点数
1. 食道悪性腫瘍の手術	頸部食道切除術* (リンパ節郭清を含む)	1	1
	胸部食道切除術* (リンパ節郭清を含む)	1	1
	下部食道噴門部切除術* (リンパ節郭清を含む)	1	1
	食道再建術*(胃, 空腸による)	0.5	0.5
	食道再建術*(結腸による)	1	1
	食道バイパス術 (良性疾患によるものを含む)	0.5	0.5
	胸部食道癌頸部リンパ節郭清術**	0.5	0.5
	転移再発の切除術	0.5	0.5
	非開胸食道切除術(食道拔去術)	0.5	0.5
2. 食道良性疾患の手術	食道良性腫瘍切除術	0.5	0.5
	食道気管支瘻分離術		
	食道裂孔ヘルニア・逆流性食道炎の手術		
	食道アカラシアの手術		
	食道憩室切除術		
	食道損傷・穿孔修復術, (特発性食道破裂を含む)		
	外科的食道異物除去術		
	食道瘻造設術		
	食道周囲膿瘍ドレナージ術		
	その他の手術		

\*:再発例に対するものを含む

\*\* : 3 領域郭清術の両側リンパ節郭清術 (N0.104+N0.101) を指す。

再発例に対するリンパ節郭清術は片側でもよい。

## 2. 「食道外科手術指導医」:指導的立場で助手をつとめる者

術者	助手	
非専門医	専門医	○
専門医	専門医	○
専門医	非専門医	×
非専門医	非専門医	平成 25 年まで○その後×

## 3. 食道外科専門医審査のための研究業績点数表(論文, 学会発表)

	機関誌 Esophagus	欧文 論文	和文 論文	日本食道学会 国際食道疾患会議	国内学会 国際学会	日本食道学会 座長
筆頭発表者	15	10	5	5	3	3
共同発表者	5	2	1	1	1	—

## 4. 食道外科専門医申請のための研修実績点数表(学会出席, セミナー受講)

	日本食道学会 国際食道疾患会議	国内および国際学会
学術集会	5	3
教育セミナー	5*	3**

\*: 日本食道学会教育セミナー、日本消化器外科学会ならびに日本胸部外科学会における食道関連教育セミナーは5点

\*\* : 食道に関する内容を含む教育セミナー

特定非営利活動法人日本食道学会 食道外科専門医制度規則施設認定施行細則

第1章 総則

第1条 この法人(以下「本学会」という)における食道外科専門医制度規則の施設認定の施行にあたり規則に定められた以外の事項については、この施行細則の規定に従うものとする。

第2条 この施行細則は食道外科専門医制度における施設認定あるいは更新を行う場合において適応する。

第2章 委員会

第3条 施設認定委員会(以下「本委員会」という)は、規則第18条第2項を遂行するために次の各号の業務を管掌する。

- (1) 申請資格の審査
- (2) 認定審査
- (3) 申請資格および認定審査に必要な調査
- (4) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項

第4条 施設認定に関する業務を円滑に施行するために全国を次の6地区に区分する。

北海道・東北(北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の各県)

関東(東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川の各都県)

中部(富山・石川・福井・新潟・長野・山梨・岐阜・静岡・愛知・三重の各県)

近畿(京都・大阪・滋賀・兵庫・奈良・和歌山の各府県)

中国・四国(鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の各県)

九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県)

第5条 本委員会の定数は、委員長、理事長、専門医制度委員会委員長、食道外科専門医認定委員会委員長、暫定食道外科専門医認定委員会委員長、食道外科専門医カリキュラム設定委員会委員長のほか、約12名とする。

2. 本委員会の定数は、外科6名を各地区1名から選任し、他の6名は内科2名、放射線科2名、その他の臨床科1名、基礎医学1名を分野別に配分する。

第6条 本委員会は次の要項に従って運営される。

- (1) 委員会の成立は委員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(3) 議事録は委員長が作成し、委員長および議事録署名人(出席委員 2 名)が署名し、事務局に保管する。

### 第 3 章 認定施設の認定

第 7 条 本委員会は毎年次の認定施設の認定業務に関する要項を決定し、ホームページによって会員に公告する。

2. 認定施設の認定業務は、申請の行われた年の 12 月 31 日までに完了しなければならない。

第 8 条 認定施設の申請ならびに更新に関する審査は、書類審査によって行う。更新期間は 5 年毎とする。

2. 本委員会が必要と認めた場合は、申請施設への実地調査を行うことができる。

3. 本委員会は、申請書類の正本ならびに審査結果を本学会事務局に受理した日から 5 年間保管する。

第 9 条 本委員会は、認定申請書類の審査により食道外科専門医制度規則第 23 条および施設認定施行細則第 11 条の資格のすべてに該当するか否かを判定して申請資格の適否を審査し、その結果を専門医制度委員会に報告する。

2. 理事会は、専門医制度委員会の判定に基づいて認定施設を認定する。

3. 理事長は、理事会の決定に基づいて認定証を発行する。

4. 理事長は、認定されなかった申請者に対し、その理由書を発行する。

第 10 条 施設認定を申請または更新する施設長は、審査を受けようとする年の 7 月 31 日までに必ず到着するように認定施設申請書類を本委員会に提出しなければならない。

第 11 条 認定施設申請施設あるいは更新施設は、次の各号に定めるすべての資格を有していなければならない。

(1) 食道疾患症例の入院による診断・治療が 5 年間 100 例以上、このうち食道外科手術が 5 年間 50 例以上行われていること。

(2) 平成 26 年以降の施設認定では、食道外科専門医または暫定食道外科専門医が常勤していること。ただし、平成 25 年までの暫定措置として、食道外科専門医(暫定食道外科専門医)は食道科認定医で代行できる。その際、施設認定の申請における修練責任者は外科系の食道科認定医に限る。

(3) 別に定める食道外科専門医修練カリキュラムを有すること。

(4) 放射線治療施設が完備していること、もしくは連携施設で適切な放射線治療が行えること。

(5) 剖検ができる体制が整っていること。術中迅速病理診断が可能であること。



- (6) 食道疾患に関連する教育行事(症例検討会、死因検討会など)が定期的に行われていること。
- (7) 研究発表が学術雑誌または学術集会で継続的に行われていること。
- (8) 日本食道学会および日本胸部外科学会の食道疾患全国登録に報告していること。症例登録を怠ると施設認定を取り消すことがある。

#### 第4章 規則の施行、変更

第12条 この施行細則は、本委員会の勧告により専門医制度委員会および理事会の議を経て変更または廃止することができる。

#### 附則

- (1) この規則は平成21年12月5日から施行する。
- (2) この施行細則は平成22年3月6日から改定する。
- (3) この施行細則は平成23年9月26日から改定する。

## 特定非営利活動法人日本食道学会 暫定食道外科専門医制度規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法人(以下「本学会」という)は専門医制度の目的を達成するため、平成22年度から食道外科専門医を認定する際、試験官等として認定業務を担当する会員(外科医)に対する経過措置として暫定食道外科専門医制度規則(以下「暫定規則」という)を施行する。

#### (制度の概略)

第2条 暫定規則は平成21年度から平成27年度までの間施行する。ただし、暫定規則第9条に規定する資格によって食道外科専門医を申請した者についての審査と認定は平成22年度までの間施行する。

2. 前項の規定は、専門医制度委員会および理事会の議決によって、施行の期間を変更することができる。

3. 暫定規則による食道外科専門医(以下「暫定食道外科専門医」という)は、食道疾患の外科診療において特段に高度かつ専門的な知識と診療技能を有し、食道外科専門医認定業務を担当する上で十分な能力を有する者とする。

### 第2章 暫定食道外科専門医認定委員会(暫定規則による食道外科専門医を認定する委員会と委員)

#### (設置)

第3条 本学会は第1条の目的を達成するために暫定食道外科専門医認定委員会(以下「本委員会」という)をおく。

2. 本委員会は平成22年度の認定審査を終了した後は解散する。

#### (業務)

第4条 本委員会はこの規則によって次の各号の業務を行う。

- (1) 暫定食道外科専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 暫定食道外科専門医の認定のための審査ならびにその他必要な事項を行う。
- (3) 本委員会解散後、本委員会の業務は食道外科専門医認定委員会に引き継がれる。

#### (委員の選出)

第5条 本委員会の委員長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 本委員会の委員は、理事長、専門医制度委員会委員長、食道外科専門医認定委員会委員長、

食道科認定医認定委員会委員長、施設認定委員会委員長のほか、本学会評議員若干名を委員長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3. 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は食道外科専門医認定委員会委員長が兼任する。

(任期)

第6条 委員長の任期は、理事の任期に従う。

2. 委員の任期は2年とする。再任を妨げない。

(欠員の補充)

第7条 委員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

(委員会)

第8条 本委員会は次の各号の要項に従って運営される。

(1) 本委員会の成立は委員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。

(2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。

(3) 議事録は委員長が作成し、委員長および議事録署名人(出席委員2名)が署名し、事務局に保管する。

### 第3章 暫定規則による食道外科専門医の申請

(申請資格)

第9条 暫定食道外科専門医の認定を申請する者は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

(1) 本学会の食道科認定医であり、かつ申請時に継続して5年以上本学会会員で年会費を完納していること。

(2) 日本消化器外科学会が認定する消化器外科専門医ならびに日本胸部外科学会会員であること。あるいは、日本胸部外科学会、日本呼吸器外科学会合同委員会が認定する呼吸器外科専門医ならびに日本消化器外科学会会員であること。

(3) 診療経験として暫定食道外科専門医の認定を申請する前の10年間に100例以上の食道疾患症例の手術経験を有していなければならない。このうち食道癌に対する胸部食道切除術が30%以上なければならない。この場合の食道疾患とは、食道外科専門医制度規則に定められた疾患であり、手術経験とは術者および指導的第一助手をいい、規定の書式に従って診療経験一覧表に記載する。

(4) 研究業績として食道外科に関する論文10編を医学雑誌に申請者を筆頭著者として発表していること。ただしこの業績は、すべて「本学会食道科認定医審査のための業績基準」に明記された医学雑誌に発表され、本委員会ならびに専門医制度委員会の審査によって適当であると認められ

たものでなければならない。

- (5) 認定の手続き(第 10 条の「申請方法」)を満たしていること。
- (6) 昭和 54 年以前に医師免許証を取得したものは、同条第 2 号の「消化器外科専門医」を「消化器外科指導医」に読み替えることができる。

(申請方法)

第 10 条 暫定食道外科専門医申請者は次の各号に定める申請書類に申請料を添えて審査を受けようとする年の 1 月 31 日までに必ず到着するように本委員会に提出する。

- (1) 暫定規則による食道外科専門医認定申請書
- (2) 医師免許証 (写)
- (3) 食道科認定医認定証 (写)
- (4) 消化器外科専門医認定証(写)または呼吸器外科専門医認定証(写)
- (5) 履歴書
- (6) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
- (7) 業績目録およびその業績を証明するもの
- (8) 昭和 54 年以前に医師免許証を取得したものは、同条第 4 号の「消化器外科専門医認定証(写)」を「消化器外科指導医認定証(写)」に読み替えることができる。

(審査)

第 11 条 暫定食道外科専門医申請者については、本委員会が毎年 1 回申請書類により申請者の暫定食道外科専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。本委員会は、申請書類の正本を本学会事務局に受理した日から 5 年間保管する。

- 2. 本委員会は暫定食道外科専門医の認定業務に関する要綱を決定し、ホームページに公示する。
- 3. 暫定食道外科専門医の認定業務は、申請の行われた年の 3 月 31 日までに完了しなければならない。

#### 第 4 章 暫定規則による食道外科専門医の更新

(更新申請)

第 12 条 暫定食道外科専門医の認定を受けてから 5 年を経たとき、別に定める「食道外科専門医制度規則」に従って食道外科専門医への更新を行うことができる。

(更新資格)

第 13 条 暫定規則による食道外科専門医認定証の有効期限(5 年)を迎え、更新を申請する者(食道外科専門医更新申請者)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。この条件は食道外

科専門医制度規則第4章外科専門医資格の更新ならびに食道外科専門医制度規則施行細則に従う。

- (1) 本学会暫定規則による食道外科専門医であること。
- (2) 暫定食道外科専門医取得後、継続して本学会会員で会費を完納していること。
- (3) 継続して消化器外科専門医ならびに日本胸部外科学会会員であること、あるいは、継続して呼吸器外科専門医ならびに日本消化器外科学会会員であること。
- (4) 更新の手続き(第14条(更新方法))を満たしていること。
- (5) 昭和54年以前に医師免許証を取得したものは、同条第3号の「消化器外科専門医」を「消化器外科指導医」に読み替えることができる。

(更新方法)

第14条 食道外科専門医更新申請者は、次の各号に定める申請書類に更新料を添えて審査を受けようとする年の8月31日までに必ず到着するように食道外科専門医認定委員会に提出する。

- (1) 食道外科専門医更新申請書
- (2) 暫定規則による食道外科専門医認定証(写)
- (3) 消化器外科専門医認定証(写)、または呼吸器外科専門医認定証(写)
- (4) 履歴書
- (5) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
- (6) 業績目録およびその業績を証明するもの
- (7) 昭和54年以前に医師免許証を取得したものは、同条第3号の「消化器外科専門医認定証(写)」を「消化器外科指導医認定証(写)」に読み替えることができる。

(更新の審査)

第15条 食道外科専門医更新申請者は、食道外科専門医認定委員会が毎年1回申請書類により申請者の食道外科専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

第5章 審査料と認定料

(審査料)

第16条 暫定食道外科専門医の認定を申請する者は手数料として、20,000円を納付しなければならない。

2. 食道外科専門医への更新を申請する者は手数料として、10,000円を納付しなければならない。
3. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

(認定料)

第 17 条 暫定規則による食道外科専門医認定証の交付を受ける者は認定料として、40,000 円を納付しなければならない。

2. 外科専門医認定証の更新を受ける者は、更新認定料として、20,000 円を納付しなければならない。
3. 既納の認定料はいかなる理由があっても返却しない。

## 第 6 章 認定証の交付

(認定証の交付)

第 18 条 理事長は、専門医制度委員会の報告に基づき理事会の議を経て、暫定規則による食道外科専門医認定証を交付する。

2. 暫定規則による食道外科専門医認定証の有効期限は、交付の日から 5 年とする。
3. 暫定規則による食道外科専門医は、食道外科専門医認定更新の審査を経なければ、引き続いて専門医を呼称することはできない。

## 第 7 章 暫定規則による食道外科専門医の資格喪失

(資格喪失)

第 19 条 次に掲げる各号に該当する者は、本委員会ならびに専門医制度委員会、理事会の議を経て、暫定規則による食道外科専門医の資格を喪失する。

- (1) 本人が辞退した時
- (2) 定款第 9 条、第 10 条、第 11 条の規定に従って本学会会員の資格を喪失した時
- (3) 申請書類に虚偽が認められた時
- (4) 所定の期日までに認定更新を申請しなかった時
- (5) 暫定規則による食道外科専門医として不適当と本学会が判断した時

(復活・再申請)

第 20 条 食道外科専門医への更新に関する復活制度は食道外科専門医制度規則に従う。

2. 前条第 3 号(申請書類の虚偽)によって取り消された者は、原則として 5 年間再申請することを認めない。

## 第 8 章 規則の施行、変更

第 21 条 この規則は本委員会、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を受けて変更することができる。

附則

- (1) この規則は、平成 21 年 12 月 5 日から施行する。
- (2) この規則は、平成 22 年 11 月 8 日から改定する。
- (3) この規則は、平成 23 年 9 月 26 日から改定する。